

# 平成 3 0 年 度 研 修 計 画

平成 2 9 年 1 2 月

自 治 大 学 校

# 目 次

研修計画	1
研修概要	
一般研修課程	
基本法制研修 A	5
基本法制研修 B	6
第 1 部課程	7
第 2 部課程	9
第 1 部・第 2 部特別課程	1 1
第 3 部課程	1 3
専門研修課程	
税務専門課程 税務・徴収コース	1 4
税務専門課程 会計コース	1 6
監査・内部統制専門課程	1 8
特別研修	
修士課程連携特別研修	2 0
医療政策短期特別研修	2 1
人材育成特別研修	2 2
防災特別研修	2 3
推薦方法等	
推薦方法等	2 5
様式 1 研修生推薦書	2 8
様式 2 履歴書	3 0
別表 1 研修に要する経費	3 1
別表 2 平成 3 0 年度研修期間及び推薦受付期間一覧	3 3

# 研修計画

## 1. 基本方針

自治大学校は、地方公務員のための国の研修機関として、地方公務員に対する高度な研修を行い、その資質を向上するとともに、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的としています。

今、地方公共団体は、人口減少・超高齢社会における長期的な観点にたった地方創生の推進など、数多くの課題に直面しています。そして、地方分権改革の進展に伴って、これらの課題に自己決定、自己責任の原則に立って向き合い、住民ニーズに的確に対応していくことを強く求められています。

こうした時代の要請に地方公共団体が対応していくためには、より広い識見と高い能力をもった地方公務員を養成、確保していくことが必要不可欠です。このような認識の下、自治大学校では、これからの時代を担う地方公務員に必要な能力を総合的かつ高度に養成することを目指して、研修内容について不断の検討を行っており、その検討結果を踏まえて、平成30年度の研修課程を編成しています。

## 2. 一般研修課程

一般研修課程のうち、第1部課程及び第2部課程については、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対して、幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を身につけさせ、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的とした高度な研修です。

従来の研修にありがちな知識の伝授を主体とした受け身の講座のあり方を改め、様々な演習を通じて、①自ら調べる→②自ら考える→③自ら判断する→④その結果を説得力を持って伝える、これらの訓練を徹底的に行うことで、自ら考え、判断できる高い専門性を持った人材の養成を行おうとするものです。

このため、来年度からは、従来の研修レベルを低下させることなく、より短期間で必要な能力形成が図れるよう研修のあり方を見直しました。

「基本法制研修」については、各地方公共団体において同趣旨の職員研修を受講している研修生が想定されることから、今年度より選択受講制とし、座学の効果を高めるための演習を行う等により実務に役立つ内容とします。

また、「本研修」は、より実務的、実践的な能力の養成に資するため、行政課題の解決に向けた施策を企画、立案する上で必要な政策形成能力等の養成に主眼を置いた

演習主体の課程編成とします。

これからの時代を担う地方公務員に必要な能力として、自治大学校では六つの能力（問題発見・解決能力、政策立案能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力、公共政策・行政経営に係る知識、幹部候補生としての使命感）を研修生に習得してもらいたいと考えており、演習課目を通じて段階的にかつ着実に習得できるようにします。研修における具体的な演習課目は以下のとおりです。

#### 地方公共団体の人材育成研修における自治大研修の位置づけ

	係員等	係長級 課長補佐級 〔第1部課程 第2部課程等〕	課長級 〔第3部課程〕
職制上必要とされる能力等のうち、研修を受講することにより習得されるべき主な事項	地方公務員として業務を遂行する上で必要な基本的知識や技能の習得	行政課題に対する対応のため、専門的知識を前提に、解決に向けた施策を企画、立案できる能力の養成	行政課題に対応するための組織方針を構想し、その実現に向け、適切な判断を行う能力の養成
自治大の本研修における演習課目とそのねらい			
模擬講義演習	—	・公共政策・行政経営に係る知識 ・プレゼンテーション能力	—
事例演習 (テキスト型、持寄型)	—	・問題発見・解決能力 ・政策立案能力 ・プレゼンテーション能力 ・公共政策・行政経営に係る知識 ・政策立案能力	・問題発見・解決能力 ・政策立案能力 ・プレゼンテーション能力 ・マネジメント能力 ・公共政策・行政経営に係る知識
データ分析演習	—	・問題発見・解決能力 ・公共政策・行政経営に係る知識 ・政策立案能力	—
条例立案演習	—	・政策立案能力	—
事例演習 (ディベート型)	—	・プレゼンテーション能力 ・問題発見・解決能力 ・政策立案能力	—
政策立案演習	—	・問題発見・解決能力 ・政策立案能力 ・プレゼンテーション能力 ・マネジメント能力 ・公共政策・行政経営に係る知識	—

## ・ 模擬講義演習

実際に研修講師として壇上で模擬講義を行うことにより、基本法制について知識を定着させることを主目的とした実践的な課目です。

## ・ 事例演習（テキスト型、持寄型）

政策立案の基礎となる、問題発見及び解決のために必要な能力を構築するため、前提となる現行制度を網羅的に考察した後、ケーススタディを通じて、行政課題の解決に向けて、必要となる段取りや課題の克服方法の検討を多角的に考察した上で具体的な解決策を提示する能力の養成を目的とした実践的な課目です。

## ・ データ分析演習

客観的なデータ分析結果に基づき問題を発見し、解決へと導く能力を構築するため、データ分析を活用した政策立案について基調講義を受けた後、特定の政策課題をテーマに、課題解決に向けた施策を企画、立案する前提として把握すべき現状や問題点を様々な統計ツールを用いて分析し、また、統計データを活用して課題解決のための仮説を検証することで説得力のある解決策を提示する能力の養成を目的とした実践的な課目です。

## ・ 条例立案演習

政策立案を行う上で実務上不可欠である政策法務能力を構築するため、特定の政策課題をテーマとし、この解決に向けた施策を具体化するに当たり必要となる条例の立案、条例案の現行法令や制度との整合性、条例案の実効性の検証等、政策法務の観点から具体的な解決策を考察する能力の養成を目的とした実践的な課目です。

## ・ 事例演習（ディベート型）

説得力を伝えるプレゼンテーション能力を構築するため、特定の論題をケーススタディとして、それぞれの主張の正当性を立証する過程における説得性を競う「対向討論会」を通じて、的確に争点を整理した上で論理的に反論するという議論の手法を習得することを主目的とした実践的な課目です。

## ・ 政策立案演習

演習課目の総括として、特定の政策課題をテーマに、実際に首長に提言することを想定して課題解決のための具体的な政策をグループで立案します。上記

演習で培った問題解決のための手法や政策立案に必要な能力を踏まえ、政策形成の一連の過程を実践することを主目的とした演習です。

これらの演習課目全体を通して、常に組織全体を見ながらコスト感覚を持って業務にあたり、また、向上心を持って職責を果たす幹部候補生としての使命感も養成します。

上記演習を成し遂げることにより、自治大学校が研修生に習得してもらいたいと考えている六つの能力が確実に向上していることを実感できると考えています。

幹部職員を対象とする第3部課程では、行政課題に対応するための組織方針を構想し、その実現に向け、適切な判断を行う能力の養成を目的としています。そのため、地方公共団体を巡る最新の話題提供を行い、知識のリフレッシュを図るとともに、ケーススタディを通じて新たな行政課題の解決策の検討、効果的なプレゼンテーション手法の実践を演習を通じて学びます。

また、第1部・第2部特別課程については、「地方公共団体女性幹部職員養成支援プログラム」として位置づけています。これまで幹部への昇任が相対的に少なかった女性職員を対象に、今後の幹部への登用を目指し、研修生本人の背中を押すことを進めていきます。

### 3. 専門研修課程等

専門研修課程では、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実に図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施します。

その中でも、税務専門課程会計コースについては、修了試験の合格により、税理士試験が免除され、「税理士」となる資格が得られる（必要な税務事務経験年数を満たすことが必要）特別のコースとなっています。

また、税務専門課程税務・徴収コース及び監査・内部統制専門課程を実施します。

特別研修では、災害対応に関する最新の取組に係る情報共有等を図るため、防災特別研修を実施します。

また、他の高等教育機関と連携した修士課程連携特別研修等を実施するほか、短期の人材育成特別研修を実施します。

## 基本法制研修 A

### 1 研修内容

地方公共団体の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な応用能力の学びとなる基本法制について演習等を織り交ぜながら、実践的に通用する応用力をつけるための研修です。

課目 効果測定を実施します。

〔 憲法  
行政法  
民法  
地方自治制度  
地方公務員制度  
財政学

### 2 対象者及び定員

- ① 第1部課程受講者
- ② 第2部課程受講者
- ③ 基本法制のみの受講希望者（30名を上限とします。）

### 3 研修期間

- ① 平成30年度第1期  
平成30年 5月 7日（月）～ 6月 4日（月）
- ② 平成30年度第2期  
平成30年10月22日（月）～11月19日（月）

### 4 選考の基準等

選考の基準等、ここに記していないものは第1部課程及び第2部課程の記載に準じます。

# 基本法制研修 B

## 1 研修内容

基本法制について短期間でその概要を把握するための研修です。

課目 効果測定を実施します。

- 行政法
- 民法
- 地方自治制度
- 地方公務員制度
- 地方税財政制度

## 2 対象者及び定員

- ① 第2部課程受講者
- ② 第1部・第2部特別課程受講者
- ③ 基本法制のみの受講者（30名を上限とします。）

## 3 研修期間

- ① 平成30年度第1期  
平成30年5月21日（月）～6月1日（金）
- ② 平成30年度第2期  
平成30年11月5日（月）～11月16日（金）

## 4 選考の基準等

選考の基準等、ここに記していないものは第2部課程及び第1部・第2部特別課程の記載に準じます。



# 第 1 部 課 程

## 1 研修内容

### (1) 基本法制 (※)

※基本法制の受講は選択制です。ある程度知識のある者は受講しなくても可です。

### (2) 講義課目

政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新の話題を取り上げます。

例) ・政策形成の手続きと戦略、政策法務 等

・地域産業の競争力強化、観光政策、多文化共生、公共施設の総合管理 等

### (3) 演 習

- ・模擬講義演習
- ・データ分析演習
- ・事例演習
- ・条例立案演習
- ・ディベート演習
- ・政策立案演習

## 2 対 象

- ① 都道府県の職員
- ② 指定都市、中核市、施行時特例市の職員 (特別区を含む。)
- ③ 都道府県又は市を構成団体とする一部事務組合等の職員
- ④ その他の市町村についても要望がある場合は対象とします。

## 3 研修期間

### (1) 第 1 3 0 期

- |                |       |           |          |
|----------------|-------|-----------|----------|
| ① 基本法制研修A第1期受講 | 平成30年 | 5月 7日(月)～ | 8月 8日(水) |
|                |       | 8月23日(木)～ | 9月 5日(水) |
| ② 基本法制研修未受講    | 平成30年 | 6月 6日(水)～ | 8月 8日(水) |
|                |       | 8月23日(木)～ | 9月 5日(水) |

### (2) 第 1 3 1 期

- |                |       |            |           |
|----------------|-------|------------|-----------|
| ① 基本法制研修A第2期受講 | 平成30年 | 10月22日(月)～ | 12月27日(木) |
|                | 平成31年 | 1月 7日(月)～  | 2月19日(火)  |
| ② 基本法制研修未受講    | 平成30年 | 11月21日(水)～ | 12月27日(水) |
|                | 平成31年 | 1月 7日(月)～  | 2月19日(火)  |

## 4 定員

各期 80名

## 5 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者
- (2) 積極的な学習意欲を有する者
- (3) 現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員
- (4) 推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

## 6 全寮制による研修

研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

## 7 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を平成31年10月25日（金）に予定しています。詳細については別途連絡します。

## 第 2 部 課 程

### 1 研修内容

#### (1) 基本法制 (※)

※基本法制の受講は選択制です。受講しない場合はe-ラーニング「行政法」「地方自治法」「地方公務員法」「地方税財政制度」の事前学習が必要です。

#### (2) 講義課目

政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新の話題を取り上げます。

例) ・政策形成の手続きと戦略、政策法務 等

・地域産業の競争力強化、観光政策、多文化共生、公共施設の総合管理 等

#### (3) 演 習

次の演習により編成します。

- ・模擬講義演習 (※)
- ・事例演習
- ・(データ分析演習)
- ・政策立案演習

※履修した場合「自治体職員研修講師」として認定します。希望者が対象ですが、積極的に履修することを薦めます。

### 2 対 象

①市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）の職員

②市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 3 研修期間

#### (1) 第 1 8 2 期

① 基本法制研修A第1期受講 平成30年 5月 7日(月)～ 7月25日(水)

② 基本法制研修B第1期受講 平成30年 5月21日(月)～ 7月25日(水)

③ 基本法制研修未受講 平成30年 6月 5日(火)～ 7月25日(水)

#### (2) 第 1 8 3 期

① 基本法制研修A第1期受講 平成30年 5月 7日(月)～ 6月 4日(月)  
8月24日(金)～10月17日(水)

② 基本法制研修B第1期受講 平成30年 5月21日(月)～ 6月 1日(金)  
8月24日(金)～10月17日(水)

③ 基本法制研修未受講 平成30年 8月24日(金)～10月17日(水)

#### (3) 第 1 8 4 期

① 基本法制研修A第2期受講 平成30年10月22日(月)～12月27日(木)  
平成31年 1月 7日(月)～ 1月21日(月)

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ② 基本法制研修B第2期受講 | 平成30年11月 5日(月)～12月27日(木) |
|                | 平成31年 1月 7日(月)～ 1月21日(月) |
| ③ 基本法制研修未受講    | 平成30年11月20日(火)～12月27日(木) |
|                | 平成31年 1月 7日(月)～ 1月21日(月) |
- (4) 第185期
- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① 基本法制研修A第2期受講 | 平成30年10月22日(月)～11月19日(月) |
|                | 平成31年 1月24日(木)～ 3月15日(金) |
| ② 基本法制研修B第2期受講 | 平成30年11月 5日(月)～11月16日(金) |
|                | 平成31年 1月24日(木)～ 3月15日(金) |
| ③ 基本法制研修未受講    | 平成31年 1月24日(木)～ 3月15日(金) |

#### 4 定員

各期 80名

#### 5 推薦できる研修生の数

原則として各期1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

#### 6 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者
- (2) 積極的な学習意欲を有する者
- (3) 現に市区町村、一部事務組合等における課長補佐又は係長以上又はこれらに相当する職にある職員
- (4) 推薦の方法については、25頁以降を参照してください。

#### 7 全寮制による研修

研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

#### 8 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を、平成31年10月25日（金）に予定しています。詳細については別途連絡します。

## 第 1 部・第 2 部特別課程

### 1 研修内容

#### (1) 基本法制 (※)

※基本法制の受講は選択制です。受講しない場合はe-ラーニング「行政法」「地方自治法」「地方公務員法」「地方税財政制度」の事前学習が必要です。

#### (2) 講義課目

政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新的话题を取り上げます。

例) ・公共政策の基礎理論、政策法務 等

・地域経済の活性化、まちづくりの課題、多文化共生 等

#### (3) 演 習

次の課目により編成します。

・事例演習

・ディベート演習

#### (4) 特定政策課題レポート

指定した政策課題についてレポートを作成。

### 2 対 象

① 都道府県及び市区町村の女性職員

② 都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の女性職員

### 3 研修期間

#### (1) 第 3 5 期

① 基本法制研修B第1期受講 平成30年 5月21日(月)～ 6月 1日(金)  
8月30日(木)～ 9月21日(金)

② 基本法制研修未受講 平成30年 8月30日(木)～ 9月21日(金)

#### (2) 第 3 6 期

① 基本法制研修B第2期受講 平成30年11月 5日(月)～11月16日(金)  
平成31年 1月18日(金)～ 2月 8日(金)

② 基本法制研修未受講 平成31年 1月18日(金)～ 2月 8日(金)

### 4 定員

各期 120名

### 5 推薦できる研修生の数

原則として各期2名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

## 6 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者
- (2) 積極的な学習意欲を有する者
- (3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員
- (4) 推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

## 7 全寮制による研修

宿泊研修は、全寮制により行います。

## 8 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を平成31年10月25日（金）に予定しています。詳細については別途連絡します。

## 第 3 部 課 程

### 1 研修内容

#### (1) 講義課目

各行政分野における最新の話題や行政運営手法に関する課目とします。

#### (2) 演 習

・事例演習

### 2 対 象

①都道府県及び市区町村の職員

②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 3 研修期間

第109期 平成30年7月10日（火）～8月1日（水）

### 4 定員

120名

### 5 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀である者

(2) 積極的な学習意欲を有する者

(3) 現に都道府県、市区町村、一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以上の職にある職員

(4) 推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

### 6 全寮制による研修

宿泊研修は、全寮制により行います。

### 7 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を、平成31年10月25日（金）に予定しています。詳細については別途連絡します。

## 専門研修課程

### 税務専門課程

#### ○ 税務・徴収コース

##### 1 研修内容

本来、税務に必要な知識や技能はon-JTにおいて学ぶべき内容ですが、税務行政をとりまく昨今の状況に鑑み、徴税組織の能力向上を目指した研修とします。

修了者については「地方税徴収事務指導者」として認定しますので、地方公共団体の徴税体制や職員のon-JTのあり方等について積極的に改革していく能力を持つリーダーを養成していきます。

研修期間内に「課題レポート」を作成することが修了要件です。

##### 2 対 象

- ①都道府県及び市区町村の職員
- ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

##### 3 研修期間

第16期 税務・徴収コース

平成30年9月19日（水）～10月12日（金）

##### 4 定員

120名

##### 5 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者
- (2) 積極的な学習意欲を有する者
- (3) 地方税の賦課徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の賦課・徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を指導する立場にある者。（現に地方公共団体における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員）
- (4) 単に受講者のみの能力向上を目指す研修ではありませんので、研修の成果を持ち帰り、徴税体制や職員のon-JTのあり方について積極的に改革していくリーダーとなる意欲のある者が対象です。
- (5) 推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

##### 6 全寮制による研修

研修は、全寮制の宿泊研修により行います。



7 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を、平成31年10月25日（金）に行います。詳細については別途連絡  
します。

## ○ 会計コース

### 1 研修内容

主に税務職員に体系的な会計教育を通じて、高度な知識の習得を目指した研修とします。

この会計コースは、税理士法に基づく指定研修（税理士法第8条第1項第10号）として位置づけられており、簿記会計学通信研修及び税務・会計研修の修了試験の成績が基準点を上回り会計コースを修了した者は必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験が全て免除され、税理士となる資格が与えられます。

### 2 研修課目

企業会計における国際基準の動向などを踏まえ、地方公共団体の税務担当職員として必要な知識を修得するため、簿記及び会計学から税法、経営分析に至るまで幅広い内容の課目により編成します。

簿記会計学通信研修において4回の通信添削を行った後、税務・会計研修を行います。また、簿記3級レベルに達していないと見込まれる者に対して、希望により簿記会計学通信研修の前に事前研修を行います。なお、企業会計の知識を有する者は事前研修を受講する必要はありません。

### 3 対 象

①都道府県及び市区町村の職員

②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第36期 会計コース

事 前 研 修

平成30年3月中旬

※簿記について能力に不安がある場合希望する者に対して実施。

簿記会計学通信研修

平成30年4月上旬～6月中旬

※3月中旬に通信研修オリエンテーションを実施します。派遣団体においては、事前研修及び通信研修オリエンテーションの研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2（4）（5）を参照

税 務 ・ 会 計 研 修（宿泊研修）

平成30年7月 3日（火）～ 8月 8日（水）

平成30年8月23日（木）～10月10日（水）

### 5 定員

50名

## 6 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者
- (2) 積極的な学習意欲を有する者
- (3) 入校日現在における税務事務経験年数が、大学卒業者においては4年以上（その他の者においては10年以上）の者
- (4) 簿記の級を持っていない者等簿記3級レベルに達していないと見込まれる者については、通信研修オリエンテーション時に事前研修を行うこととします。
- (5) 簿記の知識が、日本商工会議所、社団法人全国経理学校協会又は財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験2級以上（ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む）の者
- (6) 推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

7 簿記会計学通信研修及び税務・会計研修の修了試験における合格の基準点は、簿記会計学通信研修については、各科目（2科目）の得点の満点に対する割合が60%以上とし、税務・会計研修の修了試験については、各科目（5科目）の得点の満点に対する割合が60%以上とします。

## 8 全寮制による研修

税務・会計研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

## 9 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を、平成31年10月25日（金）に予定しています。詳細については別途連絡します。

## 監査・内部統制専門課程

### 1 研修内容

監査や内部統制の理論と実務について必要な知識と能力を備えた職員の養成に向け、実践的で高度な研修を実施します。

この課程を修了し、演習を通じて、監査に必要な知識、技能を有すると認められる者については「自治体監査指導者」と認定します。（地方自治法施行令第174条の49の21の外部監査契約を締結できる行政実務経験者の必要経験年数10年以上を受講者は5年以上に短縮する総務大臣指定研修に指定されています。）

#### (1) e-ラーニングの事前履修

地方自治法、地方公務員法、地方税財政制度、行政法、民法

#### (2) 講義課目

監査事務を踏まえながら、監査内部統制の理論、財務会計制度について必要な知識を修得します。

#### (3) 演習

実際の監査資料、決算書等を題材とした検討作業、議論などを通じて、監査等の実務に必要な実践的な能力を養成します。

①監査論

②適法性監査

③一般会計等の財務指標分析

④企業会計の経営指標分析

### 2 対 象

①都道府県及び市区町村の職員

②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 3 研修期間

第19期 監査内部統制専門課程

平成30年10月30日（火）～11月22日（木）

### 4 定員

50名

### 5 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者

(2) 積極的な学習意欲を有する者

(3) 現に地方公共団体における課長補佐、係長又はこれらに相当する職にある職員

(4) 推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

6 全寮制による研修

全寮制の宿泊研修により行います。

7 事後研修会（希望者を対象）

事後研修会を平成31年10月25日（金）に予定しています。詳細については別途連絡します。

## 特 別 研 修

### (1) 修士課程連携特別研修

#### ① 趣旨

都道府県及び市町村等の幹部候補職員を対象に、これまで実施してきた第一部課程研修の成果を踏まえ、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院と連携し、実践的で高度な政策形成能力の形成を図るための研修を行います。

#### ② 対象者

次の各課程に在籍する地方公務員のうち、自治大学校長が修士課程連携特別研修（以下「マスターコース」という。）の受講を認めた者

- ・政策研究大学院大学修士課程（公共政策プログラムの地域政策コース、教育政策コース、医療政策コース、農業政策コース及び地域振興・金融コース並びにまちづくりプログラム）
- ・一橋大学国際・公共政策大学院修士課程（公共法政プログラム・1年コース）

#### ③ 研修実施時期

平成30年4月～平成31年3月

#### ④ 実施方法

- ・第一部課程への参加

マスターコースの特別研修生は、各大学院の修士課程の講義、演習の履修と合わせて、自治大学校長が平成30年度に実施する基本法制研修A（第1期、第2期）及び第一部課程（第130期、第131期）の講義、演習のうち、必修課目（憲法、行政法、民法、地方自治制度、地方公務員制度、地方行財政制度の6課目）及び任意の選択課目を履修します。

- ・マスターコースの修了

各大学院の修士課程において修士の学位を取得するとともに、自治大学校長第一部課程の課目のうち上記必修課目を履修（当該課目の効果測定を受験し一定以上の成績を収めることをいう。）した場合には、マスターコースの課程を修了したものと認め、修了証を授与します。

この場合において、各大学院の修士課程で、自治大学校長が上記必修課目と同等と認める課目を履修する場合には、当該課目の履修を免除します。

#### ⑤ 特別研修に要する経費

- ・本特別研修に要する経費のうち、自治大学校長に係るものについては、各課目に必要な図書教材を各自購入してください。

- ・政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程に係るものの徴収については、それぞれの大学に定めるところによることとします。

#### ⑥ 宿舎関係

マスターコースの研修生は、希望により自治大学校宿舎に入居することができます。この場合には、別途寄宿舍管理運営経費を徴収します。

#### ⑦ 受付関係

本特別研修の受付事務は、自治大学校で実施します。ただし、修士課程に係るものについては、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の定めるところによることとします。

#### ⑧ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

## (2) 医療政策短期特別研修

### ① 趣旨

未曾有の超高齢社会への対応は我が国喫緊の課題であり、医療はその重要な柱の1つとなっています。その際重要なことは、狭義の医療に限定せず、保健・介護・福祉・住宅・就労などの関連領域さらには“まちづくり”まで視野に入れた総合的・戦略的な政策展開を図ることです。このため、政策研究大学院大学と連携し、今日大きな課題となっている医療政策の企画立案能力を強化するため、医療政策短期特別研修を行います。

### ② 研修課目

政策研究大学院大学が中心となり、自治大学校とともに講義・演習を実施しますが、研修課目の詳細については、政策研究大学院大学において別途定めることとします。

(主な研修内容) [予定]

[講義] (総論)

「医療政策概論」「人口構造の変容と政策課題」等

[講義] (各論)

「医療供給制度と医療計画論」「介護保険事業計画等の計画・政策論」「レセプトやDPCデータを用いた地域医療の分析・活用方法」「ネットワーク論」「在宅医療の展開」「公立病院改革等の政策展開の方法・実践論」等

[演習]

「具体的な問題事例を通じた事例演習」「テーマ別グループ討議」「実地見学(東京近郊2カ所程度)」「研修成果の個別発表」等

③ 対象者

医療政策の総合的な企画立案を担う都道府県及び市区町村の職員とします。役職は、課長・主幹など若手幹部クラスを想定していますが、積極的な学習意欲と高い企画・立案能力を有し、将来当該自治体の医療政策を担うことが期待できる者であれば年齢・役職等は問いません。

なお、シンクタンクや医療関係団体等の職員も一部対象となっています。

④ 研修実施時期

平成30年7月24日（火）～ 8月10日（金）（予定）

⑤ 研修場所

原則として政策研究大学院大学としますが、一部の講義は、自治大学校にて実施する場合があります。

⑥ 定員

30名（自治体職員約25名、シンクタンク等職員約5名）

⑦ 特別研修に要する経費

本特別研修に要する経費の徴収については、政策研究大学院大学において別途定めるところによります。

⑧ 宿舎関係

希望により自治大学校宿舎に入居可能とします。（負担金については他の自治大学校の研修と同様とします。）

⑨ 受付関係

本特別研修の受付事務は、政策研究大学院大学において行います。ただし、自治大学校入寮関係の事務は、自治大学校において行います。

⑩ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

**（3）人材育成特別研修**

① 趣旨

地方分権の進展に伴い、地域の課題に対応できる人材の育成、職員研修の充実が課題となる中、地方公共団体の人材育成担当部局の研修企画・運営能力の充実及び同部局への情報提供を目的として高度な研修を行います。



② 研修課目

講義、パネルディスカッション、情報提供、意見交換を予定しています。

③ 対象者

都道府県及び市区町村の職員、都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員とします。

④ 研修実施時期

平成30年11月27日（火）～11月30日（金）（予定）

⑤ 定員

120名

⑥ 受付関係

本特別研修の受付事務は自治大学校において行います。  
推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

⑦ 経費その他

本特別研修の経費及びその他詳細については、別途連絡します。

**(4) 防災特別研修**

① 趣旨

大規模災害時には、被災県に政府現地対策本部が設置されること等を踏まえ、関係省庁、都道府県（指定都市を含む。）の防災・危機管理責任者を対象とした合同研修を実施します。災害対応事例、最新の取組みに係る情報共有、意見交換等を通じて、政府、都道府県間の職員の連携強化や災害対応能力の向上を図ります。

② 研修課目

市町村の災害応急対策、災害初動対応、水害・噴火等に備えた警戒避難、被災者支援等を予定しています。

③ 対象者

都道府県、政令指定都市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当局長、各省庁の防災担当課長等とします。

④ 研修実施時期

平成30年4月19日（木）～4月20日（金）

⑤ 定員  
100名程度

⑥ 受付関係  
本特別研修の受付事務は自治大学校において行います。  
推薦の方法等については、25頁以降を参照してください。

⑦ 経費その他  
本特別研修の経費及びその他詳細については、別途連絡します。

# 推 薦 方 法 等

## 1 推薦の方法

研修生の推薦に際しては、各課程における選考の基準に該当する者を選考して、推薦に必要な書類を取りまとめて自治大学校へ直接提出してください。

なお、平成30年度より、これまで全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会（都道府県町村会）へ提出していた団体は自治大学校へ直接提出していただくよう変更になっていることに留意願います。

## 2 推薦に必要な書類

### (1) 各課程共通事項

ア. 推薦書 1部（様式1）

イ. 履歴書 1部（様式2）

ウ. 写 真 4.5cm×3.5cmのもの（パスポート申請用のものと同規格） 3枚

いずれも、無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの。裏面に所属団体名及び氏名を記入してください。なお、写真のうち、1枚は履歴書へのり付けしてください。

### (2) 各課程共通事項のほか、該当の課程で必要な書類

- ・税務専門課程 会計コース  
簿記検定合格証書の写し

## 3 研修生の派遣及び研修に要する経費

研修生の派遣及び研修に要する経費は、別表1のとおりとなっています。

なお、当該経費の徴収業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき委託事業者として決定する公共サービス実施民間事業者が行います。

また、当該事業者は、徴収した経費の国等への納入業務も併せて行います。

#### 4 推薦受付期間

研修生の推薦の受付期間及び該当の課程は、次のとおりです（別表2参照）。

課 程		推 薦 受 付 期 間	
一 般 研 修	基本法制A	第1期	平成30年3月1日（木）～3月16日（金）
		第2期	平成30年8月20日（月）～8月31日（金）
	基本法制B	第1期	平成30年3月1日（木）～3月16日（金）
		第2期	平成30年8月20日（月）～8月31日（金）
	第1部課程	第130期	平成30年3月1日（木）～3月16日（金） ※基本法制研修を受講しない場合は4月20日（金）まで
		第131期	平成30年8月20日（月）～8月31日（金）
	第2部課程	第182期	平成30年3月1日（木）～3月16日（金） ※基本法制研修を受講しない場合は4月20日（金）まで
		第183期	平成30年6月18日（月）～6月29日（金）
		第184期	平成30年8月20日（月）～8月31日（金）
		第185期	平成30年11月19日（月）～11月30日（金）
	第1部・第2部 特別課程	第35期	平成30年3月1日（木）～3月16日（金） ※基本法制研修を受講しない場合は6月1日（金）まで
		第36期	平成30年8月20日（月）～8月31日（金）
	第3部課程	第109期	平成30年4月16日（月）～4月27日（金）
専 門 研 修	税務専門課程 税務・徴収コース	第16期	平成30年6月25日（月）～7月6日（金）
	税務専門課程 会計コース	第36期	平成30年1月29日（月）～2月9日（金）
	監査・内部統制 専門課程	第19期	平成30年6月11日（月）～6月22日（金）
特 別 研 修	人材育成特別研修		平成30年9月10日（月）～9月21日（金）
	防災特別研修		平成30年3月1日（木）～3月16日（金）

## 5 その他

研修生の推薦が定員を超え受け入れが困難な場合は、自治大学校において選考し、受け入れができなかった団体には、その旨連絡します。

なお、政策専門課程、地方公会計特別研修については別途お知らせします。

様式 1


自治大学校研修生推薦書

- 1 推薦課程  基本法制 A 第 期  
 基本法制 B 第 期  
 第 部 課程 第 期 (基本法制研修 A を受講)  
 第 部 課程 第 期 (基本法制研修 B を受講)  
 第 部 課程 第 期 (基本法制研修 A を受講なし)  
 第 部 課程 第 期 (基本法制研修 B を受講なし)  
 専 門 課 程 (基 本 法 制 研 修 コー ス)  
 その他 ( 研 修 )
- 2 所属団体名  
 (本庁所在地)  
 (郵便番号) (電話番号)
- 3 所属部署名  
 (部、課、係等の名称)  
 (直通電話番号) (メールアドレス)
- 4 役職名
- 5 (ふりがな)  
 氏 名 性別(男・女)
- 6 生年月日 年 月 日生 (入校日現在満 歳 月)
- 7 (ふりがな)  
 現 住 所 (郵便番号) (電話番号)
- 8 最終学歴  
 (卒業等年月日)
- 9 採用年月日
- 10 給 与 級 号給 ( 級制)
- 11 勤 務 年 数 年 月 (当該事務経験年数<専門課程のみ> 年 月)
- 12 健康上配慮すべき事情がある場合はその事情

上記のとおり推薦します。

( 事務担当課  
 郵便番号  
 所在地  
 担当者名  
 電話番号  
 FAX番号  
 メールアドレス )

平成 年 月 日

任命権者 職 氏 名   
 (任命権者の印を押印)

自治大学校長 殿

(様式1についての注意事項)

1 記載上の注意

- (1) 1の「推薦課程」欄は、推薦する課程の□に✓を入れ該当する課程、期及びコースを記入してください。
- (2) 6の「年齢」欄は、入校日現在で記入してください（1月に満たない場合は切り捨ててください）。
- (3) 8の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
- (4) 11の「勤務年数」欄は、入校日現在における地方公務員としての勤務年数を記載してください。
- (5) 税務専門課程会計コースの場合は税務事務経験年月を、税務専門課程税務・徴収コースの場合は税務事務のうち税務・徴収事務経験年月を、監査・内部統制専門課程の場合は監査、出納、予算調整事務経験年月をそれぞれ11の「勤務年数」の欄に（ ）書してください。
- (6) 12の「健康上配慮すべき事情がある場合はその事情」欄は、自治大学校での研修生活を送るに当たって、何らかの配慮を求める事項がある場合に、当該事項を記載してください。

2 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

様式 2

履 歴 書

1	所属団体名				
2	氏名 (ふりがな)			4.5 cm	写 真 (のり付け)
3	生年月日	年	月	日生	
4	最終学歴 (卒業等年月日)				
5	履歴事項 (発令年月日)	(発令事項)		(発令庁)	
	(民間経歴等)				

備 考

- 1 履歴書は、任命権者が作成してください。
- 2 作成上の注意
  - (1) 4の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
  - (2) 5の「履歴事項」欄は、発令事項を直近5件について発令順に詳細に記載してください。  
ただし、昇給の記載は不要です。  
なお、民間経歴等のある場合は、その主要な事項を付記してください。
- 3 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。



別表 1

## 研修に要する経費

	課程名	経費		備考	
		納入金	費		
一般研修課程	基本法制研修 A	納入金	寄宿舎管理運営経費	81,200円	注 1, 2 参照
			図書教材経費	52,000円	
			小 計	133,200円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	143,200円		
	基本法制研修 B	納入金	寄宿舎管理運営経費	33,600円	注 1、2 参照
			図書教材経費	37,000円	
			小 計	70,600円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	80,600円		
	第 1 部 (本研修分)	納入金	寄宿舎管理運営経費	218,400円	注 1、2 参照
			図書教材経費	86,000円	
			小 計	304,400円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	314,400円		
	第 2 部 (本研修分)	納入金	寄宿舎管理運営経費	148,400円	注 1、2 参照
			図書教材経費	49,000円	
			小 計	197,400円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	207,400円		
第 1 部・第 2 部特別 (本研修分)	納入金	寄宿舎管理運営経費	64,400円	注 1、2 参照	
		図書教材経費	45,000円		
		小 計	109,400円		
	校 友 会 費	10,000円	注 3 参照		
	合 計	119,400円			
第 3 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	64,400円	注 1、2 参照	
		図書教材経費	29,500円		
		小 計	93,900円		
	校 友 会 費	10,000円	注 3 参照		
	合 計	103,900円			
専門研修課程	税務専門 (税務・徴収コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	67,200円	注 1、2 参照
			図書教材経費	53,500円	
			小 計	120,700円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	130,700円		
	税務専門 (会計コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	240,800円	注 1、2 参照
			図書教材経費	58,000円	
			小 計	298,800円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	308,800円		
	監査・内部統制専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	67,200円	注 1、2 参照
			図書教材経費	36,000円	
			小 計	103,200円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	113,200円		

- 注1 納入金は、施設・設備維持管理、光熱水料等の寄宿舍管理運営経費及び図書教材経費に充てるものです。今までの実績等に基づき改訂しています。なお、寄宿舍のメンテナンス期間については、寄宿舍管理運営経費に含まれておりません。
- 2 表中の経費には、次の経費が含まれていないので、派遣団体において研修生に支給又は配慮されるようお願いいたします。
- (1) 入校時及び帰庁時に要する経費
  - (2) 政策立案演習及び事例演習等に係る資料の収集、報告書の作成等を行うために、研修期間中の休講期間を利用して帰庁する場合の旅費
  - (3) 第1部課程にあつては、政策立案演習の報告書作成に要する経費（実地調査、資料収集等）
  - (4) 税務専門課程会計コースにあつては通信研修のための事前オリエンテーションへの出席に要する経費
  - (5) 税務専門課程会計コースにあつては、事前研修への出席（出席する方のみ）に際して自治大学校の寄宿舍に宿泊する経費（寄宿舍に宿泊する方のみ）2,800円
- 3 校友会費は、自治大学校卒業生の会である自治大学校校友会の終身会費であり、「校友だよりの発行」、「校友会総会の開催」等の事業のほか、各支部が行う研修活動の補助等の校友会活動費に充てられます。
- なお、基本法制研修を受講後に各課程を受講する場合は、重ねて各課程での校友会費の納入の必要はありません。
- 4 職員の研修に要する経費は、普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入されています。
- 5 当校には食堂があり健康管理の観点から、土日や閉講日などの研修がない日を除いて、平日の食事は、3食とも当校の食堂を利用していただけるよう、朝400円程度、昼600円程度、夕700円程度で複数のメニューを提供しています。食費は食事の都度、自分で支払っていただきます。（表中の経費には食費は含まれておりません。）
- 6 特別研修に要する経費については、別途連絡します。

別表2

平成30年度研修期間及び推薦受付期間一覧

推薦受付期間 ●——●  
研修期間 ←——→

区 分	30年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年1月	2月	3月
一 般 研 修 部	基本 法制 研修 A	第 1 期	1木 16金		7月	4月								
		第 2 期						20月 31金		22月	19月			
	基本 法制 研修 B	第 1 期	1木 16金			21月	1金							
		第 2 期						20月 31金			5月 16金			
	第 1 部	第 1 3 0 期 (定員 80 名)	1木 16金				6水	8水 23木	5水					
		第 1 3 1 期 (定員 80 名)						20月 31金			21水	27木	7月	19火
	第 2 部	第 1 8 2 期 (定員 80 名)	1木 16金				5火	25水						
		第 1 8 3 期 (定員 80 名)					18月 29金		24金	17水				
		第 1 8 4 期 (定員 80 名)						20月 31金			20火	27木	7月	21月
		第 1 8 5 期 (定員 80 名)									19月 30金		24木	15金
第 1 部 ・ 第 2 部 特 別	第 3 5 期 (定員 120 名)	1木 16金						30木	21金					
	第 3 6 期 (定員 120 名)							20月 31金				18金	8金	
	第 3 部 第 109 期 (定員120名)			16月 27金			10火	1水						
専 門 研 修	税務 専門	税務・徴収コース 第 16 期 (定員120名)					25月 6金		19水	12金				
		会計コース 第 36 期 (定員50名)	1/29月 9金					3火	8水 23木	10水				
	監査・内部統制専門 第 19 期 (定員50名)					11月 22金			e-ラーニング(事前履修)	30火	22木			
特 別 研 修	人材育成 (定員120名)							10月 21金			27火 30金			
	防災 (定員100名程度)	1木 16金		19木 20金										

## 総務省自治大学校

〒190-8581

東京都立川市緑町10番地の1

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/jitidai/index.htm>

部課室名	電 話 (直 通)	F A X
庶務課	042-540-4501	042-540-4510
教務部	042-540-4502	042-540-4505
教授室	042-540-4506	042-540-4503
研究部	042-540-4545	042-540-4504